

お知らせ & ご案内

5月

町営住宅入居者募集

■公募期間

平成18年5月8日まで

■住宅名

【弓削地区】

緑ヶ丘住宅 113号・158号

江尻住宅 A12・C12

【岩城地区】

石ヶ坪B棟 302号

【魚鳥地区】

第2住宅 203・302号

■家賃

公営住宅については、公営住宅法第16条の規定により認定された収入に基づき毎年家賃を算出します

■入居の申込資格

- ①入居申込をした日において、公営住宅法施行令第6条第5項第3号に規定する金額を超えない者
- ②現在住宅に困窮している者
- ③町民税その他の公課を指定期限までに納付している者
- ④敷金として家賃3ヶ月分に相当する額を納付できる者

■入居者の決定
実情を調査し選考のうえ決定します。

■申込みに必要な書類

- ①町営住宅入居申込書
- ②所得を証明する書類（所得課税証明書、納税証明書、印鑑証明書）

■申込期間 公募期間内

■申込み・問合せ先

弓削支所生活事業課及び生名・魚鳥支所産業建設課・岩城支所建設課

ご存知ですか

人権擁護委員制度

人権啓発活動重点目標

【主題】

「育てよう」

一人一人の 人権意識

【サブテーマ】

「思いやりの心・かけがえない命を大切に」

皆さん、人権擁護委員制度をご存知ですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、6月1日を

「人権擁護委員の日」と定めており、松山地方法務局および愛媛県人権擁護委員連合会

でも、この日を中心として、人権擁護委員制度の周知と人

権思想の普及・高揚に努めて

います。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

人権擁護委員の日である6月1日は全国一斉の特設人権相談を実施しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

上島町の人権擁護委員及び6月1日の人権相談の時間は次のとおりです。

●弓削地区 黒住 隆行

上弓削福祉センター

時間：10時～15時

●生名地区 田中 基賀

生名第三分団集会所

9時～12時

●岩城地区 砂川紀世夫

岩城生活文化センター

9時～12時

●魚鳥地区 横井 義弘

魚鳥開発センター

10時～12時

無料法律相談のご案内

憲法週間行事の一環として、次のとおり無料法律相談が実

施されます。

■日時

6月5日(月) 10時～15時

■場所

松山地方裁判所今治支部

■担当者 弁護士

■主催者

愛媛弁護士会今治支部

■その他

事前の予約は受付けておりません。相談の受け付けは当日午前9時からです。

せとうち風景フォトコンテストのご案内

瀬戸内海は、昭和9年に国立公園に指定されて70年を越え、時代の流れとともに親しまれた風景も変わりつつあります。また、(社)瀬戸内海環境保全協会では、平成8年に「せとうち風景30選」を選定しました。

そこでこの度、代表的な瀬戸内海の風景を自然、歴史、文化の観点から再認識し、この貴重な風景を記録にとどめるとともに、環境保全と今後の活動の基盤とするため、フォトコンテストを実施し、写真集を作成するものです。

■募集作品

瀬戸内海（沿岸部を含む）の自然美、生活風景、伝統行事（祭り等）、歴史建造物等

の風景写真

■募集期間

平成18年9月30日まで

■作品等規格

●作品：カラープリント六切りサイズ又はA4サイズ

●応募資格：住所・年齢は問いません。

●応募作品数：制限はありませんが、平成16年～18年に撮影した未発表作品に限ります。

●その他

別紙に住所・氏名・年齢・職業・写真のタイトル・撮影意図・撮影年月日を記してご応募ください。なお、応募作品は返却されず、入賞作品の版權は主催者に帰属していただきます。また、入賞作品はネガ・ポジフィルム及びデータファイルをご提出いただきます。

■審査及び発表

専門家も加えた選定委員会において選定します。発表は平成18年11月上旬です。

■応募・問合せ先

〒651-0073

神戸市中央区脇浜海岸通1-5

1-1 国際健康開発センター

3階

(社)瀬戸内海環境保全協会

TEL 078-124-1177 20

ホームページ

http://www.seto.or.jp/setoky

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します

平成21年5月までに **裁判員制度** がはじまります！

これからはじまる「裁判員制度Q&A」

Q 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

A 裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手續」については、裁判官が丁寧に説明することになっていますので心配ありません。また、裁判官と裁判員とが十分に話し合いながら評議を進めますので、裁判員となるみなさんが法律に関する専門的な知識を持っていることは必要ありません。

さらに、検察官や弁護士も、分かりやすい裁判が行われるよう努力します。

Q どのような事件について、裁判員が参加するのですか？

A 代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ①人を殺した場合（殺人）
- ②強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）
- ⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
- ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）

5月の潮汐表

日	潮	高 潮		低 潮		高 潮		低 潮	
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(月)	中	1:15	370	12:53	302	7:25	101	19:20	13
2(火)	中	2:00	347	13:28	280	8:09	127	20:00	37
3(水)	中	2:51	322	14:07	256	8:59	152	20:44	65
4(木)	小	3:51	298	14:59	232	10:03	170	21:40	95
5(金)	小	5:07	281	16:27	214	11:38	176	22:57	119
6(土)	小	6:28	275	18:28	214	—	—	13:19	164
7(日)	長	7:33	277	19:51	233	0:34	131	14:18	144
8(月)	若	8:19	283	20:44	257	1:54	129	14:54	122
9(火)	中	8:54	289	21:24	282	2:49	122	15:22	101
10(水)	中	9:23	295	21:58	305	3:31	115	15:48	80
11(木)	中	9:50	301	22:30	326	4:06	109	16:13	60
12(金)	大	10:17	306	23:03	344	4:39	106	16:40	41
13(土)	大	10:45	310	23:37	357	5:12	105	17:08	24
14(日)	大	11:16	312	—	—	5:45	107	17:40	13
15(月)	大	0:13	365	11:48	311	6:21	112	18:14	8
16(火)	中	0:53	365	12:24	306	7:00	120	18:53	11
17(水)	中	1:37	358	13:06	296	7:43	130	19:37	22
18(木)	中	2:26	347	13:55	283	8:34	139	20:28	40
19(金)	小	3:24	332	14:58	269	9:35	146	21:30	62
20(土)	小	4:30	320	16:22	261	10:47	144	22:45	82
21(日)	小	5:42	314	17:55	268	—	—	12:04	131
22(月)	長	6:48	315	19:17	291	0:09	94	13:13	108
23(火)	若	7:46	320	20:23	320	1:28	95	14:10	80
24(水)	中	8:36	325	21:19	347	2:36	91	15:00	51
25(木)	中	9:21	329	22:10	370	3:33	87	15:44	27
26(金)	中	10:03	330	22:56	383	4:23	87	16:27	9
27(土)	大	10:42	327	23:41	388	5:09	92	17:07	-1
28(日)	大	11:20	321	—	—	5:53	101	17:47	-1
29(月)	大	0:25	384	11:58	310	6:36	114	18:26	8
30(火)	大	1:08	372	12:36	297	7:19	128	19:06	24
31(水)	中	1:52	356	13:15	281	8:03	142	19:46	47

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

Q 裁判員になるために、資格はいらないのですか？

A 衆議院議員の選挙権を有する人（20歳以上）であれば、原則として、誰でもなることができます。ただし、次のような人は裁判員になることができません。

(1) 欠格事由

- 義務教育を終了していない人（義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。）
- 禁錮以上の刑に処せられた人
- 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人 など

(2) 就職禁止事由

- 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- 司法関係者（裁判官、検察官、弁護士等）、警察官
- 都道府県知事及び市町村長（特別区長も含む）
- 自衛官 など

(3) 事件に関連する不適格事由

- 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人 など

(4) その他の不適格事由

- 裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認められた人

詳しくは、松山地方裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/matsuyama/> を参考にしてください。

また、ホームページ内では、各種民事手續の手續案内を行っております。あわせてご覧ください。

